中山間地域等直接支払制度の存続と拡充に関する意見書

2000年度から開始された中山間地域等直接支払制度は、農業者の減少や高齢化により耕作放棄地が増加傾向にあった中山間地域にとって、大きく役立っており、農家の励みになっております。市町村・集落協定代表者を対象とした農水省のアンケート調査でも、97~98%が耕作放棄防止に効果があると回答しております。新潟県内では63の市町村が実施し、集落協定参加農家は27,500戸余りであり、地域と営農に大きな役割を果たしております。

しかし、この制度は 2004 年度までの 5 年間を区切りにしているため、現在農水省は学者を中心とした第三者機関「中山間地域等総合対策検討会」を設置し、新たな取り組みに向けた制度のあり方について検討しているところであります。 ほとんどの中山間地域の農家は、制度存続を強く要望するとともに、交付金の増額、協定内容の条件緩和など、より効果的で利用しやすい制度への充実を求めております。

よって、政府におかれては、農山村の荒廃を防止し、食料自給率の向上と農山村の果たす多面的機能を確保する観点から、中山間地域等直接支払制度の存続と拡充を図られるよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成16年6月28日

(提出先)内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣